

○宇美町行政改革推進委員会設置条例

(昭和60年7月3日条例第9号)

改正 平成15年9月30日条例第25号 平成20年10月31日条例第28号
平成23年3月25日条例第4号 平成27年6月19日条例第10号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、宇美町行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、宇美町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則(平成20年10月31日条例第28号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第4号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成27年6月19日条例第10号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。